

# 住宅改造費助成事業（特別型）

## 制度利用のご案内

令和6年4月1日

住宅改造費助成事業（特別型）は、高齢者等が生涯にわたって自宅で生活をするにあたり、介護保険制度の住宅改修費（20万円）だけでは、本人の身体状況に対応する十分な工事ができない場合に、20万円を超える工事にかかる経費に対して助成をする事業です。

ここでは、制度利用の手続き及び制度内容についての概要を案内しています。より詳細な内容については、市役所介護保険課（072-740-1148）までお問い合わせください。

### ◆対象となる世帯

住宅改造費助成事業の対象となる世帯は、以下の4つの条件をすべて備えている場合となります。また、申請にあたっては、6ページ記載の「◆留意事項」をお読みください。

- ① 現に川西市に居住する世帯で、川西市に住民登録していること。
- ② 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた被保険者のいる世帯であること。
- ③ 生計中心者の前年分の合計所得金額が600万円以下の世帯であること。  
(4月～6月申請の際には、前々年分の所得で判断します。)

#### ※生計中心者とは…

原則として、対象者の属する住民票に記載の世帯構成員のうち、もっとも所得のある方を指します。ただし、世帯分離している場合、または住民票上の住所が異なる場合も、同一家屋に居住する場合は世帯構成員とみなします。

また、同一世帯に属していない配偶者又は子でも、対象者を所得税法や地方税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族としている場合は、当該配偶者又は子も世帯構成員とみなして生計中心者を認定します。

- ④ 改造を希望する住宅の建築工事着工年月日が昭和56年5月31日以前の場合、耐震診断（簡易耐震診断を含む。）を実施すること。（ただし、マンション等の集合住宅は除く。）

※市が行う簡易耐震診断推進事業に関しては、市ホームページをご覧になるか、市役所住宅政策課（072-740-1205）までお問い合わせください。

## ◆対象工事

現在居住している既存住宅において、要支援認定又は要介護認定を持つ高齢者等が、現に日常生活に支障のある箇所を、個々の身体状況に応じて改造する工事のみを助成対象としています。将来のことを見越して行う改造工事・単に古くなったものを新しく取り替える工事は対象外になります。自己負担となります。また、対象者の実際の日常生活に即した工事箇所の改造工事のみを助成対象としており、対象者が使用しない箇所の工事は、全て対象外となります。

### ※ユニットバスの設置工事について

一般仕様のユニットバスについては個々の身体状況に応じたものではなく、特別型の趣旨に合致していないものであり、原則認められません。ただし、改造工事後に以下の条件(兵庫県の基準)をすべて満たす場合に、ユニットバスの設置を助成対象とします。

なお、特別型の助成対象となるのは、段差解消・扉交換・手すり設置等のバリアフリーに係る部分のみとなります。ユニットバスの組み立てにかかる施工費等も、部材の助成対象経費に応じて、按分した金額を助成対象とさせていただきます。

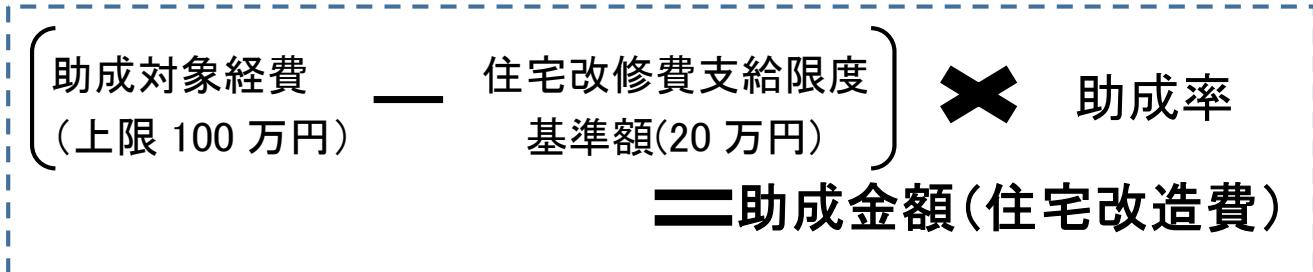
上記確認のため、ユニットバスへの入替を含む工事を申請される際は、見積書に各部位ごとの金額を明記していただくか、定価における金額の内訳がわかる書類(介護保険申請用 振り分け金額書等)をご添付ください。また、ユニットバスの展開図がわかる仕様書も併せてご提出ください。

### ○ユニットバス設置時の必須項目

- ① 浴室出入口がグレーチング等により段差解消されていること。
- ② 浴室出入口の開口幅(有効開口幅)が 65cm 以上確保されていること。  
※有効開口幅とは、建具を解放したときに実際に通過できる幅員を示します。
- ③ 浴槽出入りのための手すりが設置されている。

## ◆助成金額について

助成対象経費(上限 100 万円)から、介護保険住宅改修制度の限度額 20 万円を控除し(住宅改修対象工事費が 20 万円を下回る場合も 20 万円を控除します)、残りの助成対象経費に対して「助成率」を乗じた額が助成金額となります。なお、「住宅改修費支給限度基準額」は世帯の構成員によって変更となる場合があります。詳しくは、次ページの「○介護保険住宅改修費支給限度基準額の控除についての考え方」をご覧ください。



○助成率…世帯の生計中心者の課税状況によって以下のように決まります。

	助成率
生計中心者が生活保護受給世帯	3/3
市民税非課税世帯	9/10
所得税非課税で市民税均等割のみ課税世帯	9/10
所得税非課税で市民税所得割課税世帯	2/3
所得税課税でその税額が7万円以下の世帯	1/2
所得税課税でその税額が7万円を超える世帯	1/3

### (例) 【世帯構成員】

夫:要介護認定なし 生計中心者・市民税課税・所得税額5万円  
妻:要支援2 (介護保険の負担割合…1割)  
助成対象経費…100万円  
助成率…1/2(生計中心者が所得税課税でその税額が7万円以下)  
介護保険住宅改修費支給限度基準額…20万円

### 計算方法

- (1) 助成対象経費(100 万円)から介護保険対象経費の上限(20 万円)を控除する。  
(介護保険対象の工事が 20 万円以下の場合、差額分については後に必要になった際にご利用いただけます。)
- (2) (1)の計算後の金額(80 万円)に助成率1／2をかける。  
⇒住宅改造費助成事業からの助成は 40 万円…①
- (3) 介護保険対象経費 20 万円のうち9割が介護保険から給付される。  
⇒介護保険からの支給は 18 万円…②
- (4) ①と②の合計額 58 万円が、今回の住宅改造で助成される総支給額になります。

## ○介護保険住宅改修費支給限度基準額の控除についての考え方

介護保険分の控除額は、工事内容に関わらず、  
20万円×要介護・要支援認定を取得している人数となります。

また、介護保険住宅改修費については、要介護・要支援認定をお持ちの方それぞれの身体状況に応じた介護保険対象工事が助成対象となります。従って、工事内容によっては控除額のみが発生する場合もありますのでご注意ください。

### 【世帯構成員】

夫:要介護1（介護保険の負担割合…1割） 生計中心者・市民税課税・所得税額5万円  
妻:要支援2（介護保険の負担割合…1割）  
助成対象経費…100万円  
助成率………1／2（生計中心者が所得税課税でその税額が7万円以下）  
介護保険住宅改修費支給限度基準額…40万円(20万円×2人分)

【例 1】夫婦共に過去に介護保険住宅改修の利用実績がなく、夫が住宅改造制度を使って工事をする場合（工事内容は夫婦それぞれの身体状況に応じたもので、妻は住宅改修を利用）

- ① 住宅改造費助成金 :30万円 【(100万円-40万円)×1／2】
- ② 介護保険からの支給:36万円 【18万円×2人分】  
の合計である 66 万円が総支給額となります。

【例 2】夫婦共に過去に介護保険住宅改修の利用実績がなく、夫が住宅改造制度を使って工事をする場合（工事内容は夫のみの身体状況に応じたものとする。）

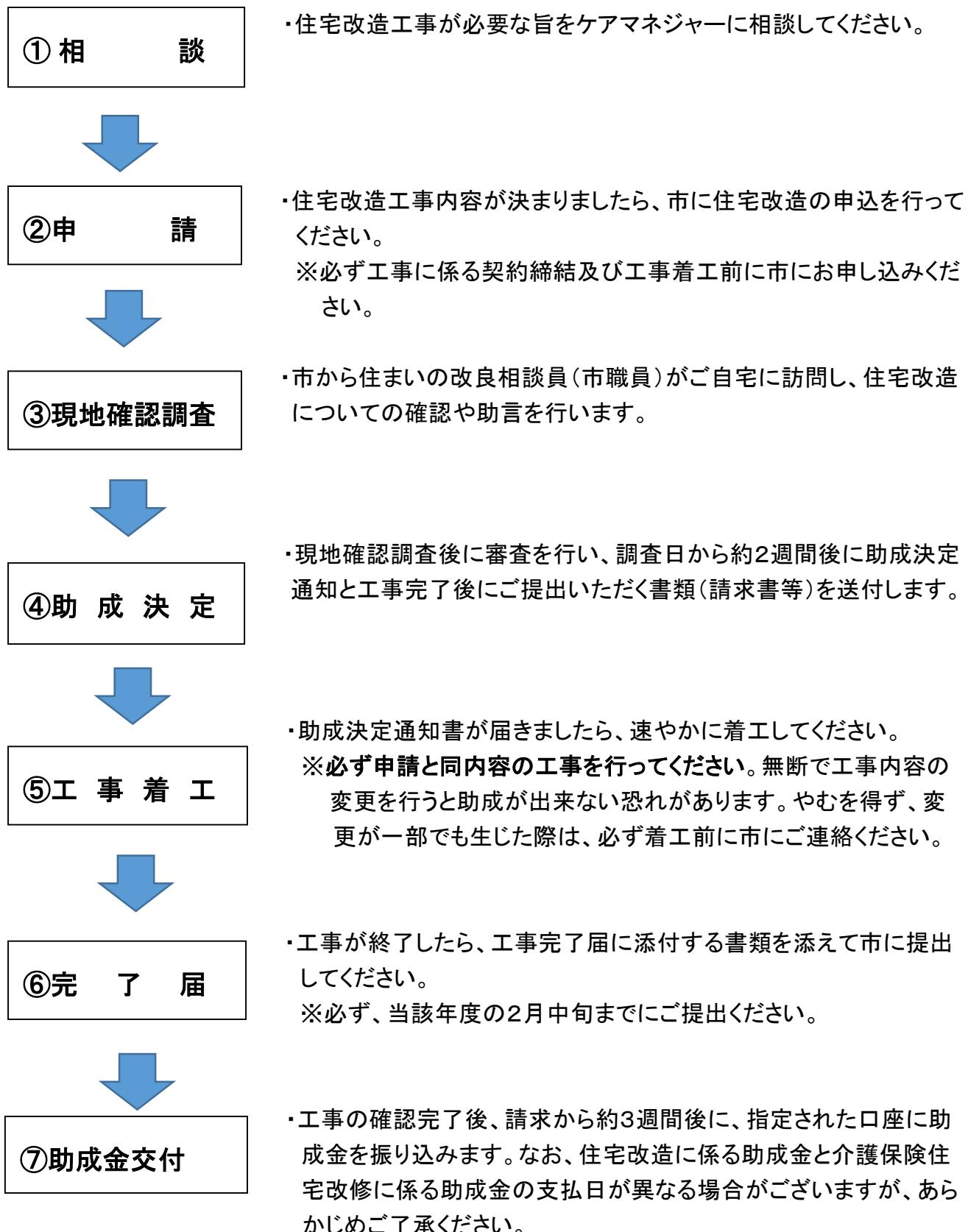
- ① 住宅改造費助成金 :30万円 【(100万円-40万円)×1／2】
- ② 介護保険からの支給:18万円 【18万円×1人分(夫の介護保険住宅改修費)】  
の合計である 48 万円が総支給額となります。

※この場合、妻の介護保険住宅改修費については、今後必要になった場合に 20 万円を住宅改修費支給限度基準額として利用できます。

【例 3】夫が過去に介護保険住宅改修費を 10 万円利用しており、妻が住宅改造制度を使って工事をする場合（工事内容は夫婦それぞれの身体状況に応じたもので、夫は住宅改修を利用）

- ① 住宅改造費助成金 :30万円 【(100万円-40万円)×1／2】
- ② 介護保険からの支給:27万円  
【9万円(夫の介護保険住宅改修費)+18万円(妻の介護保険住宅改修費)】  
の合計である 57 万円が総支給額となります。

## ◆手続きの流れ



## ◆留意事項 必ずお読みください。

### ・受付の締め切りがあります

この助成は当該年度の予算額の範囲内で助成を行うため、予算がなくなるか、又は11月下旬頃に申請の受付を終了します。

### ・必ず着工前に申請を行い、決定が下りてから契約・着工すること

着工前に必ず市に申請をし、市職員が自宅訪問後に送付する実施決定通知書を受理してから、改造工事の契約及び着工をしてください。工事が始まってからの申請は受け付けられません。

### ・世帯はじめての住宅改造助成事業の利用であること

当該事業は、一世帯につき「特別型」、「一般型」のどちらか一度しか利用できません。

### ・介護保険の住宅改修をはじめておこなうとする際に、一体的に申請すること

当該事業は初回の介護保険住宅改修と一体的に実施し、それを超える部分を補助するものです。従つて、対象者が以前に住宅改修費の支給を受けている場合は、住宅改造費助成事業の対象となりませんのでご注意ください。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、介護保険住宅改修における「3段階リセット」が適用となった場合は、再申請が可能となる場合もございますので、ご相談ください。

※3段階リセットとは

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給することができます。

「介護の必要性の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1

#### ・助成決定の時点で有効な要介護・要支援認定を取得していること

当該事業は助成の必須要件として「要支援認定又は要介護認定の取得」があげられています。非該当の結果判定により、多額の自己負担の発生を防ぐため、新規申請又は区分変更申請中の方については、認定結果判定後に、住宅改造費の助成決定通知を送付いたします。

#### ・現在居住している既存の住宅の改造であること

住宅の建替えや、新築の住宅を購入される場合は助成対象にはなりません。また、対象となる住宅は、対象者が現在居住している住宅のみです。

#### ・工事内容の変更について

工事は必ず申請と同内容の工事を行ってください。申請書類提出後に工事内容・金額等にやむを得ず変更が生じた場合は、速やかに市担当者にご連絡ください。助成金は、全ての助成対象工事が申請内容通りに行われた場合に、決定通知書通りに支払われるものです。変更の連絡なく完工した場合、助成の対象にならない場合があります。

#### ・年度末までに手続きを完了すること

申請・決定した工事について、助成金請求に係る書類一式を必ず当該年度の2月中旬までに市にご提出ください。期限を過ぎると助成が出来なくなる恐れがありますので、必ず余裕をもってお手続きください。

# 住宅改造費助成制度（特別型）手続きに必要な書類

住宅改造費助成制度（特別型）の手続きにつきましては、以下の書類が必要となりますので、手続きの際には提出漏れのないようご注意下さい。

## ① お申し込み時(市へ提出)

- ・住宅改造(特別型)相談票
- ・介護保険住宅改修費承認申請書
- ・住宅改造(改修)が必要な理由書
- ・工事費用見積書(改造箇所ごとに内容が確認できるもの)
- ・工事計画図面(現況図及び施工計画図面)
- ・工事個所の写真(撮影の日にちを写し込んだもの。改造個所を明示。)
- ・介護保険被保険者証の写し
- ・建築年月の証明書類の写し
- ・住宅所有者の住宅改造に係る承諾書(賃借家の場合)
- ・前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し(転入者で市で税情報が確認ができない場合)  
※入院中に申請を行う場合、承諾書の提出が必要となります。  
※ユニットバスの入替工事を含む場合は、ユニットバスの仕様書・振り分け表もご添付ください。

※事前に、改造する住宅の建築年月日、構造をお調べください。耐震診断の実施が必要か確認させていただきます。

## ② 助成事業実施申請時

- ・住宅改造費助成事業実施申請書（市職員が訪問時にお渡します。）
- ・工事計画図面(現況図及び施工計画図面)……最終決定分
- ・工事費用見積書……最終決定分

## ③ 工事完了後

必要書類については、②にかかる「実施決定通知書」と同封のうえ、申請者宛てにご案内します。

## 住 宅 改 造 (特 別 型 ) 相 談 票

フリガナ		性別	生 年 月 日		
対象者氏名		男 女	明治 大正 昭和	年	月
住 所 等	〒  電話				
住宅形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 所有者氏名 ( ) <input type="checkbox"/> マンション・集合住宅			<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅	<input type="checkbox"/> その他
住宅の建築年月	昭和 平成 令和	年   月	住宅の構造	木造 · その他	
要介護度	要支援1 · 要支援2 · 要介護1 · 要介護2 · 要介護3 · 要介護4 · 要介護5				
予定改造内容	別添改造工事図面及び見積のとおり				
年齢構成員(対象者本人を除き、改造住宅に居住する者全員)	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	
受領委任払い	1、希望する                  2、希望しない				
提 出 者	居宅介護支援事業者名		電話		
	介護支援専門員氏名				
施工事業者名					
住 所 等	〒  電話				

相談者氏名		対象者との続柄	
住 所 等	〒  電話		

●特記事項(連絡先などで必要があれば記入してください)

--